

浜の活力再生広域プラン
令和4～8年度
(第2期)

1 広域水産業再生委員会

組織名	沖縄南部・先島広域水産業再生委員会
代表者名	上原 亀一（沖縄県漁業協同組合連合会 代表理事長）

広域委員会の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県漁業協同組合連合会 ・糸満漁協地域水産業再生委員会（糸満漁業協同組合、豊見城市、糸満市、沖縄県水産公社、沖縄県漁業無線協会） ・宮古島漁協地域水産業再生委員会（宮古島漁業協同組合、宮古島市） ・伊良部地区地域水産業再生委員会（伊良部漁業協同組合、宮古島市、伊良部観光協会） ・八重山漁協地区地域水産業再生委員会（八重山漁業協同組合、石垣市） ・久米島漁協地域水産業再生委員会（久米島漁業協同組合、久米島町） ・沖縄県
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県水産海洋技術センター ・九州信用漁業協同組合連合会 沖縄統括支店 ・全国漁業信用基金協会 沖縄支所

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>【対象地域】沖縄県糸満市、豊見城市、宮古島市、石垣市、竹富町、久米島町</p> <p>【対象漁業者数】</p> <p>1. 糸満漁協地域水産業再生委員会（糸満漁協の地区） 142人 弔縄47人、イカ釣32人、延縄6人、一本釣17人、網漁業11人、鮪漁業4人、その他25人</p> <p>2. 宮古島漁協地域水産業再生委員会（宮古島漁協の地区） 94人 漁船漁業（一本釣り漁業、パヤオ漁業）24人、素潜り・潜水器漁業14人、海面養殖業（モズク）47人、海面養殖業（ヒトエグサ）5人</p> <p>3. 伊良部地区地域水産業再生委員会（伊良部漁協の地区） 62人 カツオ一本釣漁業20人、小型曳縄漁業19人、銛付き（潜水器）漁業12人、追込み網漁業6人、モズク養殖5人</p>
-------------------	--

	<p>4. 八重山漁協地区地域水産業再生委員会（八重山漁協の地区） 331人 延縄13人、集魚灯16人、一本釣73人、ソディカ釣16人、曳縄23人、電灯潜62人、モズク養殖56人、その他72人</p> <p>5. 久米島漁協地域水産業再生委員会（久米島漁協の地区） 176人 漁船漁業（パヤオ・集魚灯・ソディカ・刺網・電灯潜・一本釣）93人、養殖モズク36人、天然モズク22人、養殖アーサ20人、養殖クルマエビ5法人</p>
--	--

2 地域の現状

（1）地域の水産業を取り巻く現状等

本県の漁業を取り巻く環境としては、米軍の訓練に係る広大な操業制限水域があり、さらに平成25年の台湾との漁業取決め後、取決め対象水域内の台湾漁船の漁場占有によって、沖縄漁船の操業海域は一層狭隘となっている。また、島嶼部を中心に本プラン対象の多くの地域では地元での水産物消費量に限界があるため、各島嶼部はじめ地域全体としての水揚げ量増加のためには、これら島嶼部から島外（本島）への出荷、さらには本島から県外への出荷の拡大が必須となっている。各地域の漁協は出荷拡大のため農林水產物流条件不利性解消事業を活用することで、一定の効果はみられるものの更なる努力が求められている。

現在、島嶼部で水揚げされた水産物を含め、本プラン対象地域（以下、「本地域」という。）内の漁獲物の多くは那覇市（本島）泊漁港内市場に集荷され、併設する施設等で一定の鮮度保持や加工処理が施された後、本島内及び県外の消費地に出荷されている。このため、本島内及び県外への水産物の出荷拡大のためには、同市場併設施設における鮮度保持や加工処置等に係る機能を強化・集中化し、もって付加価値向上や物流効率化を図る必要がある。しかしながら、現在の沖縄県漁業協同組合連合会地方卸売市場（以下「連合会市場」という。）が開設されている那覇市の泊漁港は、用地及び泊地ともに狭隘であり、重要港湾区域内に位置するため、施設等の拡張の余地がない。さらに、連合会市場は現在開放型市場であることから衛生管理面に問題があり、消費者の食の安全・安心を守る観点から新たな衛生管理基準に基づく市場の整備が急務である。このため、連合会市場は、令和4年度に糸満地域に開設予定の高度衛生管理型荷捌施設（以下、「新市場」という）へ移転することとなり、新市場と今後整備を図る関連施設との運営上で生じる課題解決に向けた取組が求められている。

また、島外・県外への出荷拡大のためには、島嶼部をはじめとした水揚げ各地においても、漁獲・水揚げ時の漁獲物の一次的処理による鮮度向上やそれに必要な機器等の機能強化、並びに生産（操業）コスト削減やそれに必要な施設の整備による商品力アップへの対応についても併せて取り組む必要がある。

さらに、近年4月～6月にかけて、当地域のマグロ延縄・一本釣（集魚灯、パヤオ、曳縄等）・ソディカ旗流し漁業においてクロマグロの混獲が散見されているが、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）で合意された保存管理措置に基づいて設定されている我が国のクロマグロ漁獲上限を遵守するために当該漁業が休漁せざるを得ない事態となれば、本広域浜プランに掲げる島

外・県外への出荷の拡大といった競争力強化の取組の推進に支障を来すこととなるため、当該漁業におけるクロマグロ混獲回避の取組が必要となっている。

このような環境に加え、対象となる全ての地域では、漁業就業者の高齢化や近年高騰している燃油価格をはじめとする漁業コストの増加、さらに魚価の低迷等により漁家経営が非常に厳しい状況にあることから、後継者や新規就労者の確保が困難な状況にある。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大対策の緊急事態宣言による各種制限の影響で魚価の下落が漁家経営を厳しくしており、産地市場の取扱が減少したことでの漁協の経営も同様に困難を増している。

上記に加え、小笠原諸島の海底火山噴火の影響とみられる大量の軽石が県内各地へ漂流・漂着しており、県内漁業者は操業を停止せざるを得ない状況にある。そのため、各地域からは、漁業の再開又は継続に向け、漁船の安全航行・操業が可能となる対策への支援が求められている。

(2) その他の関連する現状等

沖縄県の人口は年々増加しており、人口増加率も2020年国勢調査で東京都に次ぐ全国2位になり令和2年時点でも約147万人となっている。

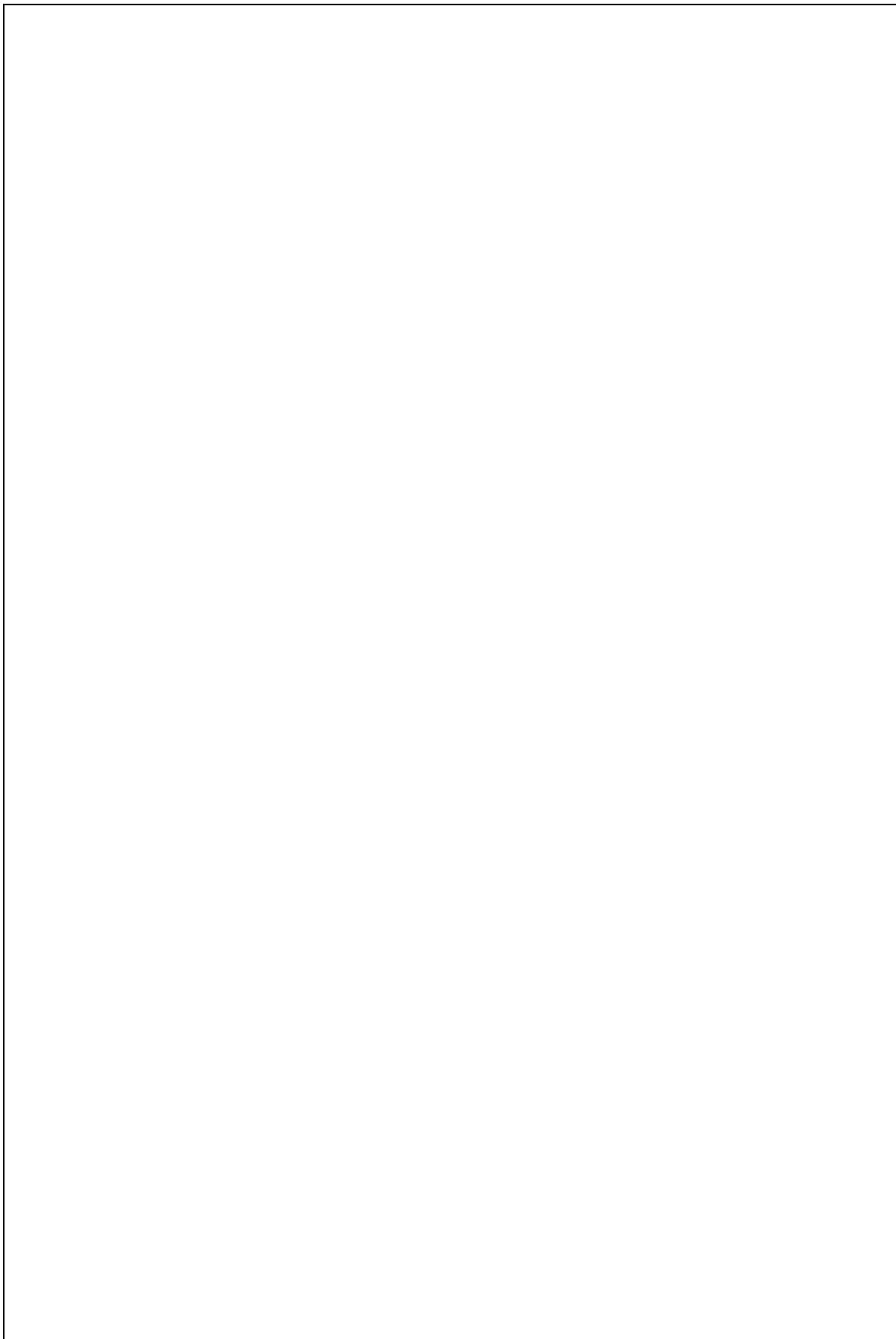
沖縄県の観光業は、沖縄県の多様で豊かな自然環境に育まれた、特有の郷土芸能や食文化などから、国内外の観光客の入域も年々増加し、順調に推移してきた。そのようななか、沖縄県では2021年に観光収入1兆円、入域観光客数1千万人の目標の達成を目指し、官民一体となって「沖縄観光推進ロードマップ」を策定して、その実現に向けて取り組んでいた最中、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の観光客は過去最低を記録し、観光産業のみならず水産業も大打撃を受けた。新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せつつあるなかでも、今後は水産業を含め観光立県の景気回復を目指していくなければならない。

経済界が一丸となって景気回復へ取り組むために、安定的に安全・安心な鮮魚や水産加工物等を提供するとともに、観光関連業や製造業等と連携した6次産業化による高品質な特産品等を開発し、観光客向けに沖縄県産水産物のPRに努め、新たな販路拡大を図る必要がある。

3 競争力強化の取組方針

(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）



② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

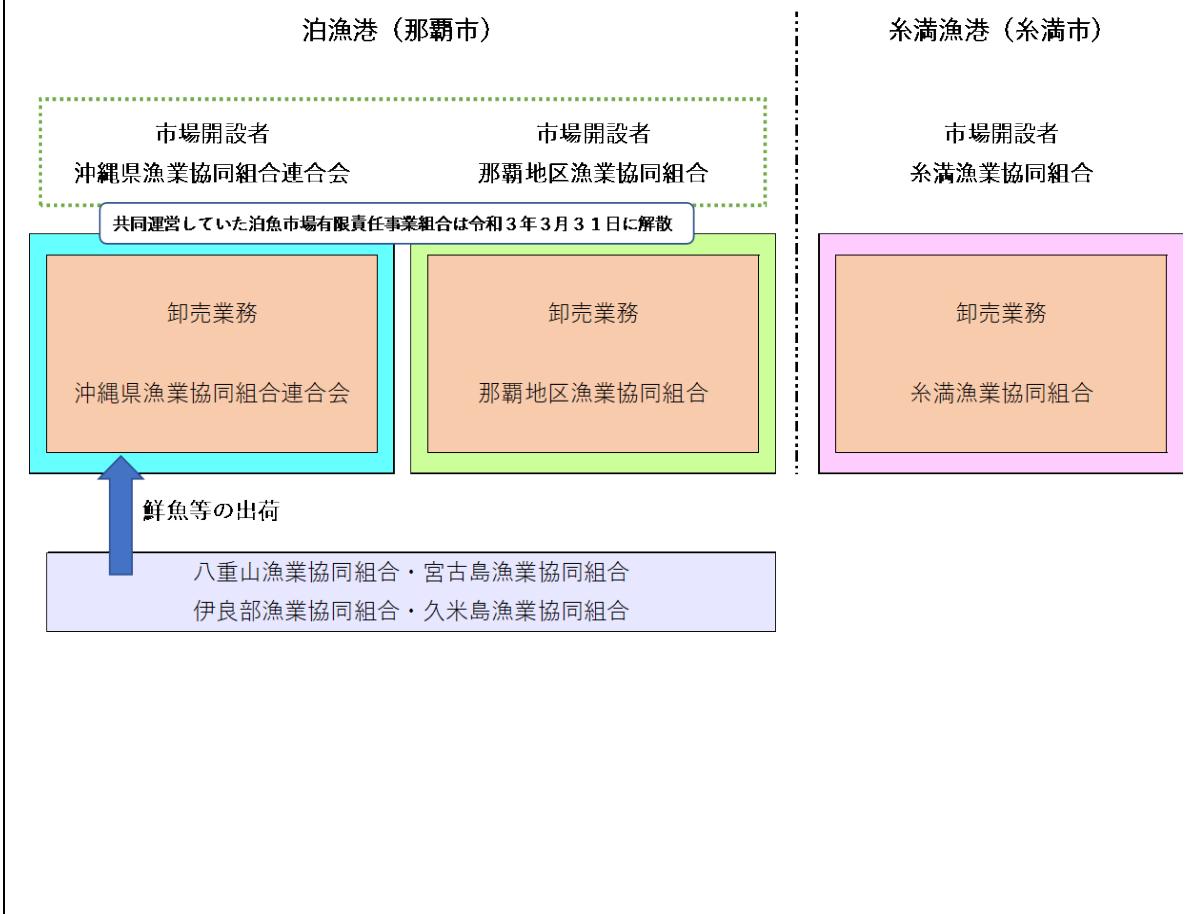
①市場の整理・統合

沖縄県が整備を行っている糸満漁港の新市場については、連合会市場と沖縄県水産公社市場（糸満市糸満漁港・運営者は糸満漁協。以下「公社市場」という。）において糸満漁業協同組合が運営する既存卸売市場と統合を図り、産地市場として糸満漁港内の整備・拡充を進める。

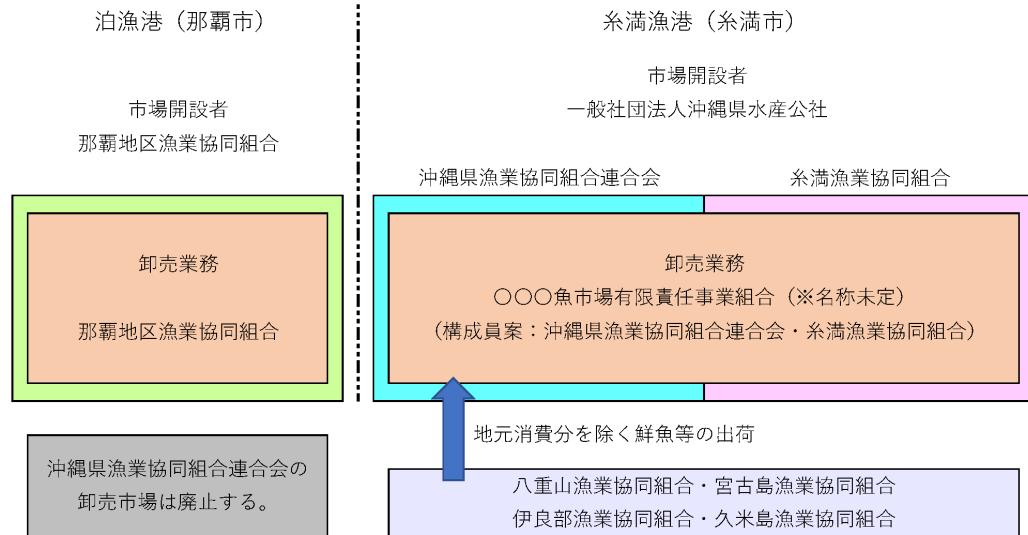
また、新市場を本広域浜プランにおける流通拠点と位置づけ、離島漁協の卸売市場で販売される地元消費分を除く水産物の一元集荷・出荷に取り組み、新市場の取扱数量の増加を図ることによる県内外への流通拡大、コスト削減や鮮度保持を促進し、産地市場としての信頼性・評価を高め、漁業関係者等の経営安定に資する。

さらに、新市場における卸売業務に関し、連合会と糸満漁業協同組合は共同でL L Pを設立し、価格競争力の向上と消費者ニーズ等への対応を可能とする運営体制を構築するとともに、各地域の漁協が出荷状況等を容易に把握できるために、デジタル技術を活用した市場運営事務の効率化の検討を進める。

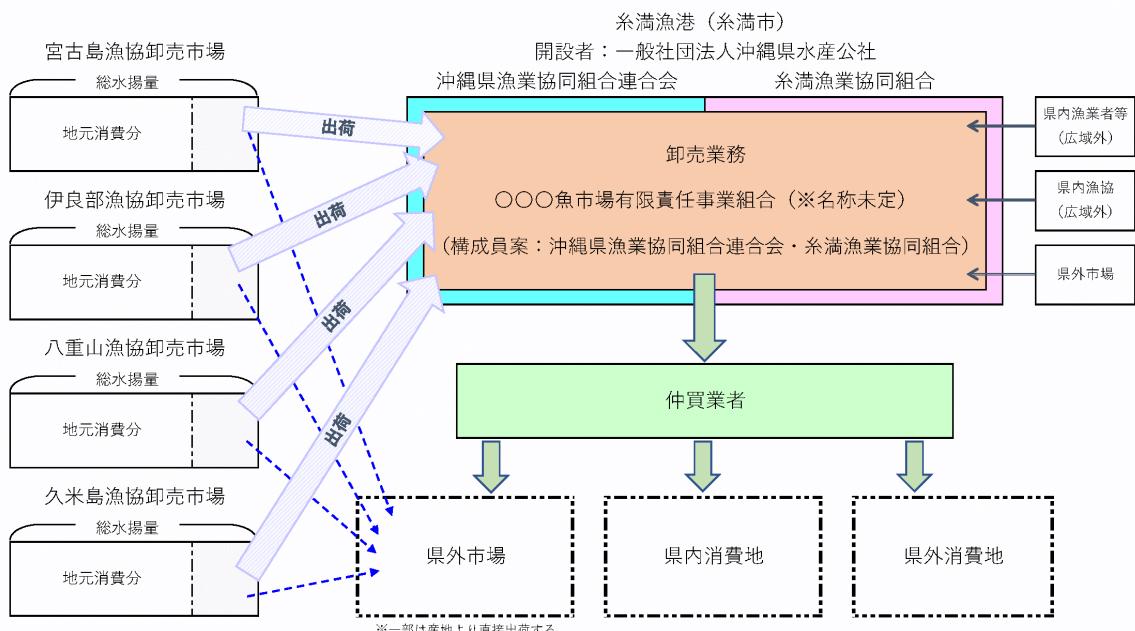
令和3年度 市場運営体制



令和4年度 市場運営体制 (令和4年10月以降予定)



令和4年度 新市場運営体制 (令和4年10月以降予定)



②市場関連施設の整備

連合会等は、新市場周辺や新市場への出荷元である各島嶼部等の地域に加工施設、鮮度保持施設、給油施設等の関連施設を整備する。

新市場における卸売業務に関し、連合会は糸満漁業協同組合とLLPを組織し業務推進するにあたり、省力化・軽労化・就労環境改善・衛生管理強化等に資するための資機材を整備し、水産物の一元集荷、出荷によるコスト削減や鮮度保持の促進により、生産・流通の改善と拡大を図るとともに、沖縄県アジア経済戦略構想の産業成長戦略に基づく沖縄国際物流ハブ機能を活用した水産物の輸出拡大の支援体制を構築し、漁業関係者等の経営安定に資する。

また、連合会等は市場の整理・統合に伴い、泊漁港における既存施設等の取り壊し及び再整備の方針を決定し、それに必要な施設の再整備等を行う。

③高鮮度出荷等の取組による魚価向上

各地域水産業再生委員会及びその構成員は、各地域及び新市場での魚価の向上及び漁家収入の増加を図るため、鮮魚の高付加価値化対策として、血抜きや神経締め等の鮮度保持処理の徹底を連携して取り組む。

また、これら鮮度保持処理方法の統一・基準化を図るとともに、本地域内の集荷・出荷の一元化への取り組みと合わせて、漁獲から流通まで一貫した衛生管理の取組について検討する。

さらに、鮮度保持の観点から水揚げから販売までの時間短縮方法を検討する。

④魚食普及活動

各地域水産業再生委員会及びその構成員は、各地域の直売店や学校給食会、ホテル、飲食店等と連携し、地元消費量の拡大に取り組むとともに、地域の中核的担い手である青年部等が中心となって、地魚PR等の魚食普及活動を積極的に行う。

また、地元住民や観光客への地魚PRだけでなく新鮮な水産物を提供するために直売店MAP等を作成し配布する。

⑤加工品等の販路拡大

各地域水産業再生委員会及びその構成員は、各地域の直売店や学校給食会、ホテル、飲食店等と連携し、地元消費量の拡大に取り組むとともに、地域の中核的担い手である青年部等が中心となって、地魚PR等の魚食普及活動を積極的に行う。

⑥漁港機能の整備・増進

沖縄県は、糸満漁港の新市場整備に伴う利用形態の変化に対応するため、荷捌施設周辺の岸壁の防舷材や係船柱の規格の見直し（大型船用から主力となる20トン未満の小型船用に変更）や改修、車止め等の整備を行うとともに、利用者の増加が見込まれる臨港道路の道路区画線の補修を行う。

また、糸満漁港内で長期間にわたり残置された放置艇のうち、船体からの油の流出が懸念され、港内水域環境に悪影響を与える恐れのある船舶について、解体処分を行う。

石垣漁港及び荷川取漁港は、それぞれ八重山圏域、宮古圏域において水揚げされた漁獲物の集荷・

出荷施設として島外及び県外出荷の流通の拠点となっているが、防波堤や護岸等は老朽化が進んでおり、平成 23 年度に機能保全計画を策定している。計画策定から 10 年目を迎え、定期点検の実施時期に達しており、海底部等の不可視箇所については初回計画時の想定以上に老朽化が進行しているおそれがあることから、機能保全計画の見直しを行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ることにより、漁業活動の安定性、効率性、安全性の維持を図る。

⑦クロマグロの資源管理

本広域浜プランにおいては、島外・県外への出荷の拡大といった取組により競争力強化を図ることとしているが、これを推進するためには、マグロ延縄・一本釣（集魚灯、パヤオ、曳縄等）・ソディカ旗流し漁業の安定的な操業を確保する必要がある。そのため、当該漁業においてクロマグロの混獲が見られた際、混獲を回避するための取組を行うことにより、適切な資源管理を実施する。

⑧自然災害対策

台風、地震、軽石漂流・漂着等により災害が発生した際、連合会及び各地域の漁協は連携して安定的な漁業操業を維持する必要がある。そのため、各地域漁港の早期復旧及び各地域の漁業者の漁業再開及び安定的な漁業操業への回復を目指すための取組を行う。

（2）中核的担い手の育成に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

①新規漁業就業者の確保・育成

各地域の漁協は、将来にわたり地域の漁業を維持・発展させていくため、国等の漁業人材育成総合支援事業等を通じ新規漁業就業者の確保に取り組むとともに、漁業現場での研修制度等を通じて、当該者の技術の習得等を支援し、新規漁業就業者の確保・育成を図る。

②中核的漁業者の確保

当広域再生委員会は、各地域の漁協が推薦した、自らの漁業生産性の向上及び漁業コストの削減等に取り組むことで、所得向上（漁獲高500万円以上の確保等）を計画的に実行し、かつ次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者（55歳未満）を中核的漁業者として認定する。

③中核的漁業者等の育成

各地域の漁協は、中核的漁業者等の技術向上のため、各地域内における漁業手法の異なる漁業者間の交流や本地域間の技術交流等の開催を促進する。

また、中核的漁業者等の育成と経営の向上、安定を図るために、意欲ある漁業者に対して、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する漁業用機器等の整備等を促進するとともに、中核的漁業者に対しては、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を活用し収益性の向上に資する漁船の取得を促進する。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

沖縄県漁業調整規則で定められた、漁具漁法の制限及びイセエビ類、サザエ、シャコガイ類等について設定されている禁漁期間や体長制限を遵守している。また、ソディカ漁業に関する沖縄海区漁業調整委員会指示を遵守するほか、沖縄県資源管理指針に従いソディカ、マグロ、マチ類等の自主的資源管理を実施している。

南西諸島海域マチ類広域資源管理方針に参画し、瀬物類（アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ、ハマダイ）の保護区や体長制限を設けて資源回復に取り組んでいる。

(4) 具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和4年度）

取組内容	<p>【機能再編・地域活性化に関する基本方針】</p> <p>① 市場の整理・統合</p> <p>施設完成に合わせて各関係者は、前期に作成した移転スケジュールに基づき、移転作業を遅滞なく着実に実施する。また、運営協議会で幅広く意見交換を行い、公平で公正な市場運営が図られるルール作りを行うとともに、運営ルールに不備がないか、定期的に検証を行い、不備があれば見直しを行う。</p> <p>② 市場関連施設の整備</p>
------	--

	<p>連合会は、糸満漁港への新市場移転に伴う製氷施設や購買店舗兼資材倉庫等、関連施設の施設整備に向けた諸手続きを行う。</p> <p>また県ならびに連合会等は、移転後の泊漁港の関連施設の取り壊し及び再整備等による利活用について協議を行い、方針を決定する。</p> <p>前記の市場の関連施設として水産物一次加工処理施設を整備し運用を開始する。</p> <p>L L Pで運営する新市場での卸売業務について必要となる電動フォークリフトやパレット、スカイタンク等の省力化・軽労化・就労環境改善・衛生管理強化等の機器・資機材を整備する。</p>
③	高鮮度出荷等の取組による魚価向上
	<p>各地域の漁業者は、漁獲物の血抜き、神経締め等の鮮度保持処理の徹底を図るために漁業者間の情報交換や技術指導等の受講を継続的に行う。</p>
④	魚食普及活動
	<p>各地域の中核的担い手である青年部等は、漁家所得向上のために、魚食普及活動の一環として、各地域の直売店や学校給食会、ホテル、飲食店等と連携し、地元消費量の拡大へ積極的に取り組む。</p> <p>また連合会は、水産関係団体等で構成される「沖縄県もずく養殖業振興協議会」や「沖縄県農林水産物販売促進協議会」等と連携して、当地域内外での消費量拡大に向けた活動を支援する。</p> <p>さらに連合会は、仲買人等と連携し地域の児童等へ魚食普及活動を積極的に行い、地元住民や観光客へ地魚PRだけでなく新鮮な水産物を提供するために直売店MAP等を作成し配布する。</p>
⑤	加工品等の販路拡大
	<p>各地域の漁協と連合会は、ブランド化に取り組む各地域の加工品等の販路を拡大するため、E Cサイトの取扱品目の拡充に取り組み、県産水産品を用いた新規商品開発に向け協議する。</p>
⑥	漁港機能の整備・増進
	<p>沖縄県は、糸満漁港の新市場の整備に合わせて、市場前面の岸壁の防舷材を、大型で間隔の広いものから、20t未満漁船の接舷に適した小型で間隔の狭いものに、係船柱を、大型船用の15m間隔から、20t未満漁船の係留に適した5m間隔に変更し、併せて車止めを交換する整備事業を実施する。</p> <p>また、既存の荷捌施設周辺の岸壁については、今後、外来漁船の避難、休憩機能を担うことになるため、老朽化した既存の防舷材や排水路等の更新を行うとともに、新市場開設に伴い利用者の増加が見込まれる臨港道路の道路区画線の補修</p>

	<p>を実施する。</p> <p>さらに、糸満漁港内には多数の放置艇があり、漁港水域の環境に悪影響を与える可能性が高く、漁港の利用にも支障をきたしていることから、行政代執行による放置艇の除却処分を行い、水域環境の保全と漁港利用の適正化を図る。</p> <p>石垣漁港及び荷川取漁港の防波堤や護岸等は老朽化が進行しているおそれがあることから、機能保全計画の見直しを実施する。</p>
	<p>⑦クロマグロの資源管理</p> <p>マグロ延縄・一本釣（集魚灯、パヤオ、曳縄等）・ソディカ旗流し漁業者は、その安定的な操業を確保するため、クロマグロの混獲が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</p> <p>⑧自然災害対策</p> <p>連合会及び各地域の漁協は、安定的な漁業操業を維持するため、台風、地震、軽石漂流・漂着等により災害が発生した際、早期復旧を目指すための取組を行う。</p> <p>【中核的担い手の育成に関する基本方針】</p> <p>①新規漁業就業者の確保・育成</p> <p>各地域の漁協は、漁業者の確保・育成を図るために、国の漁業人材育成総合支援事業等を活用して、新規就業者の確保、漁業技術の習得支援及び受け入れ体制の整備等に取り組む。</p> <p>②中核的漁業者の確保</p> <p>当広域再生委員会は、各地域の漁協の推薦する、自らの漁業生産性の向上等に取り組むことで所得向上（生産額500万円以上の確保等）を計画的に実行し、かつ次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者（55歳未満）を中核的漁業者として認定する。</p> <p>③中核的漁業者等の育成</p> <p>各地域の漁協は、中核的漁業者等の技術向上のため、漁業種類間の連携強化や技術交流等の開催を促進する。</p> <p>また、中核的漁業者等の育成と経営の向上、安定を図るために、意欲ある漁業者に対して、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する漁業用機器等の整備等を推進するとともに、中核的漁業者に対しては、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を活用し漁船の確保を推進する。</p> <p>さらに、漁業経営安定のため、セーフティーネット事業への加入を促進する。</p>
活用する支援措置等	<p>【機能再編・地域活性化に関する基本方針】</p> <p>水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）（②）</p>

	<p>農林水産物流通条件不利性解消事業（県）(⑤) 水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）(⑥) 広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロの混獲回避活動支援）（国）(⑦)</p> <p>【中核的担い手の育成に関する基本方針】</p> <table border="0"> <tr> <td>新規漁業就業者総合支援事業（国）</td><td>(①)</td></tr> <tr> <td>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</td><td>(③)</td></tr> <tr> <td>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）</td><td>(③)</td></tr> <tr> <td>水産業競争力強化金融支援事業（国）</td><td>(③)</td></tr> </table>	新規漁業就業者総合支援事業（国）	(①)	競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	(③)	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	(③)	水産業競争力強化金融支援事業（国）	(③)
新規漁業就業者総合支援事業（国）	(①)								
競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	(③)								
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	(③)								
水産業競争力強化金融支援事業（国）	(③)								

2年目（令和5年度）

取組内容	<p>【機能再編・地域活性化に関する基本方針】</p> <p>① 市場の整理・統合</p> <p>前年に引き続き、運営協議会で幅広く意見交換を行い、前年に策定した運営ルールに不備がないか、定期的に検証を行い、不備があれば見直しを行う。</p> <p>② 市場関連施設の整備</p> <p>前年に引き続き、連合会は前年に運用を開始した水産物一次加工処理施設の運営状況を検証し、運営に必要となる施設整備等について関係者等と協議する。</p> <p>また、移転後の泊漁港の関連施設の取り壊し及び再整備等による利活用について決定した方針に従い実行する。</p> <p>引き続き、前記の市場の関連施設のほか、市場機能向上対策として燃料施設や冷凍冷蔵施設等の増設整備の検討や環境改善施設となる小型焼却炉等の設置を検討する。</p> <p>さらに、地域資源活用のための海業支援施設の設置などの関連施設の整備について検討する。</p> <p>前年に引き続き、新市場での卸売業務を推進するために必要となる電動フォークリフトやパレット、スカイタンク等の省力化・軽労化・就労環境改善・衛生管理強化等の機器・資機材を整備する。</p> <p>加えて、デジタル技術を活用した入船情報や卸売価格相場表の掲示等、事務の効率化を検討する。</p> <p>③ 高鮮度出荷等の取組による魚価向上</p> <p>各地域の漁業者は、漁獲物の血抜き、神経締め等の鮮度保持処理の徹底を図るために漁業者間の情報交換や技術指導等の受講を継続的に行う。</p> <p>④ 魚食普及活動</p>
------	--

	<p>各地域の中核的担い手である青年部等は、漁家所得向上のために、魚食普及活動の一環として、各地域の直売店や学校給食会、ホテル、飲食店等と連携し、地元消費量の拡大へ積極的に取り組む。</p> <p>また、連合会は、水産関係団体等で構成される「沖縄県もずく養殖業振興協議会」や「沖縄県農林水産物販売促進協議会」等と連携して、当地域内外での消費量拡大に向けた活動を支援する。</p> <p>さらに連合会は、仲買人等と連携し地域の児童等へ魚食普及活動を積極的に行い、地元住民や観光客へ地魚PRだけでなく新鮮な水産物を提供するために直売店MAP等を必要に応じ更新し配布する。</p>
	<p>⑤ 加工品等の販路拡大</p> <p>各地域の漁協と連合会は、ブランド化に取り組む各地域の加工品等の販路を拡大するため、ECサイトの取扱品目の拡充に取り組み、県産水産品を用いて新規に開発した試作品等の評価や見直し等、商品化へ向けて協議する。</p>
	<p>⑥ 漁港機能の整備・増進</p> <p>沖縄県は、糸満漁港の新市場の整備に合わせて、市場前面の岸壁の係船柱を、大型船用の15m間隔から、20t未満漁船の係留に適した5m間隔に変更し、併せて車止めを交換する整備事業を実施する。(継続)</p> <p>また、既存の荷捌施設周辺の岸壁について老朽化した既存の防舷材の更新を行うとともに、臨港道路の道路区画線の補修を実施する。(継続)</p> <p>さらに、糸満漁港内の放置艇について、行政代執行による除却処分を行う。(継続)</p>
	<p>⑦ クロマグロの資源管理</p> <p>マグロ延縄・一本釣(集魚灯、パヤオ、曳縄等)・ソディカ旗流し漁業者は、その安定的な操業を確保するため、クロマグロの混獲が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</p>
	<p>⑧ 自然災害対策</p> <p>連合会及び各地域の漁協は、安定的な漁業操業を維持するため、台風、地震、軽石漂流・漂着等により災害が発生した際、早期復旧を目指すための取組を行う。</p> <p>【中核的担い手の育成に関する基本方針】</p> <p>①新規漁業就業者の確保・育成</p> <p>各地域の漁協は、漁業者の確保・育成を図るために、国の漁業人材育成総合支援事業等を活用して、新規就業者の確保、漁業技術の習得支援及び受け入れ体制の整備等に取り組む。</p>

	<p>②中核的漁業者の確保</p> <p>当広域再生委員会は、各地域の漁協の推薦する、自らの漁業生産性の向上等に取り組むことで所得向上（生産額500万円以上の確保等）を計画的に実行し、かつ次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者（55歳未満）を中核的漁業者として認定する。</p> <p>③中核的漁業者等の育成</p> <p>各地域の漁協は、中核的漁業者等の技術向上のため、漁業種類間の連携強化や技術交流等の開催を促進する。</p> <p>また、中核的漁業者等の育成と経営の向上、安定を図るために、意欲ある漁業者に対して、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する漁業用機器等の整備等を推進するとともに、中核的漁業者に対しては、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を活用し漁船の確保を推進する。</p> <p>さらに、漁業経営安定のため、セーフティーネット事業への加入を促進する。</p>
活用する支援措置等	<p>【機能再編・地域活性化に関する基本方針】</p> <p>水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）(②)</p> <p>農林水產物流通条件不利性解消事業（県）(⑤)</p> <p>水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）(⑥)</p> <p>広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロの混獲回避活動支援）（国）(⑦)</p> <p>【中核的担い手の育成に関する基本方針】</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業（国） (①)</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） (③)</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） (③)</p> <p>水産業競争力強化金融支援事業（国） (③)</p>

3年目（令和6年度）

取組内容	<p>【機能再編・地域活性化に関する基本方針】</p> <p>①市場の整理・統合</p> <p>前年に引き続き、運営協議会で幅広く意見交換を行い、運用している運営ルールに不備がないか、定期的に検証を行い、不備があれば見直しを行う。</p> <p>②市場関連施設の整備</p> <p>前年に引き続き、連合会は産地市場機能対策として燃料施設や冷凍冷蔵施設等の増設整備を継続して検討するほか、関連施設の運営状況を検証し、運営に必要</p>
------	--

	<p>となる施設整備等について関係者等と協議する。</p> <p>また前年に引き続き、移転後の泊漁港の再整備等による利活用について決定した方針に従い実行する。</p> <p>引き続き、前記の市場の関連施設のほか、市場機能向上対策としての環境改善施設となる小型焼却炉等の設置へ向けた諸手続きを行う。</p> <p>さらに、前年に引き続き地域資源活用のための海業支援施設の設置などの関連施設の整備について継続して検討する。</p> <p>前年に引き続き、新市場での卸売業務を推進するために必要となる関連資機材類に不備がないか検討し、運営に必要となる資機材類を整備する。</p> <p>前年に引き続き、デジタル技術を活用した入船情報や卸売価格相場表の掲示等、事務の効率化へ向けて検討する。</p>
	<p>③ 高鮮度出荷等の取組による魚価向上</p> <p>各地域の漁業者は、漁獲物の血抜き、神経締め等の鮮度保持処理の徹底を図るために漁業者間の情報交換や技術指導等の受講を継続的に行う。</p> <p>また、販売までの時間短縮を可能にする卸売業務の方策を関係者間で検討する。</p>
	<p>④ 魚食普及活動</p> <p>各地域の中核的担い手である青年部等は、漁家所得向上のために、魚食普及活動の一環として、各地域の直売店や学校給食会、ホテル、飲食店等と連携し、地元消費量の拡大へ積極的に取り組む。</p> <p>また、連合会は、水産関係団体等で構成される「沖縄県もずく養殖業振興協議会」や「沖縄県農林水産物販売促進協議会」等と連携して、当地域内外での消費量拡大に向けた活動を支援する。</p> <p>さらに連合会は、仲買人等と連携し地域の児童等へ魚食普及活動を積極的に行い、地元住民や観光客へ地魚PRだけでなく新鮮な水産物を提供するために直売店MAP等を必要に応じ更新し配布する。</p>
	<p>⑤ 加工品等の販路拡大</p> <p>各地域の漁協と連合会は、ブランド化に取り組む各地域の加工品等の販路を拡大するため、ECサイトの取扱品目の拡充に取り組み、県産水産品を用いて新規に開発した試作品等の評価や見直し等、商品化へ向けて協議する。</p>
	<p>⑥ クロマグロの資源管理</p> <p>マグロ延縄・一本釣（集魚灯、パヤオ、曳縄等）・ソディカ旗流し漁業者は、その安定的な操業を確保するため、クロマグロの混獲が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</p>

	<p>⑦自然災害対策</p> <p>連合会及び各地域の漁協は、安定的な漁業操業を維持するため、台風、地震、軽石漂流・漂着等により災害が発生した際、早期復旧を目指すための取組を行う。</p> <p>【中核的扱い手の育成に関する基本方針】</p> <p>①新規漁業就業者の確保・育成</p> <p>各地域の漁協は、漁業者の確保・育成を図るために、国の新規漁業就業者支援事業等を活用して、新規就業者の確保、漁業技術の習得支援及び受け入れ体制の整備等に取り組む。</p> <p>②中核的漁業者の確保</p> <p>当広域再生委員会は、各地域の漁協の推薦する、自らの漁業生産性の向上等に取り組むことで、所得向上（生産額500万円以上の確保等）を計画的に実行し、かつ次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者（55歳未満）を中核的漁業者として認定する。</p> <p>③中核的漁業者等の育成</p> <p>各地域の漁協は、中核的漁業者等の技術向上のため、漁業種類間の連携強化や技術交流等の開催を促進する。</p> <p>また、中核的漁業者等の育成と経営の向上、安定を図るために、意欲ある漁業者に対して、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する漁業用機器等の整備等を推進するとともに、中核的漁業者に対しては、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を活用し漁船の確保を推進する。</p> <p>さらに、漁業経営安定のため、セーフティーネット事業への加入を促進する。</p>								
活用する支援措置等	<p>【機能再編・地域活性化に関する基本方針】</p> <p>水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）(②) 農林水產物流通条件不利性解消事業（県）(⑤) 広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロの混獲回避活動支援）（国）(⑦)</p> <p>【中核的扱い手の育成に関する基本方針】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">新規漁業就業者総合支援事業（国）</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(①)</td> </tr> <tr> <td>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</td> <td style="text-align: right;">(③)</td> </tr> <tr> <td>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）</td> <td style="text-align: right;">(③)</td> </tr> <tr> <td>水産業競争力強化金融支援事業（国）</td> <td style="text-align: right;">(③)</td> </tr> </table>	新規漁業就業者総合支援事業（国）	(①)	競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	(③)	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	(③)	水産業競争力強化金融支援事業（国）	(③)
新規漁業就業者総合支援事業（国）	(①)								
競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	(③)								
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	(③)								
水産業競争力強化金融支援事業（国）	(③)								

4年目（令和7年度）

取組内容	【機能再編・地域活性化に関する基本方針】
------	----------------------

<p>①市場の整理・統合</p>
<p>前年に引き続き、運営協議会で幅広く意見交換を行い、運用している運営ルールに不備がないか、定期的に検証を行い、不備があれば見直しを行う。</p>
<p>②市場関連施設の整備</p>
<p>前年に引き続き、連合会は産地市場機能対策として燃料施設や冷凍冷蔵施設等の増設整備を継続して検討するほか、関連施設の運営状況を検証し、運営に必要となる施設整備等について関係者等と協議する。</p>
<p>また前年に引き続き、移転後の泊漁港の再整備等による利活用について決定した方針に従い実行する。</p>
<p>さらに、前年に引き続き地域資源活用のための海業支援施設の設置などの関連施設の整備について継続して検討する。</p>
<p>前年に引き続き、新市場での卸売業務を推進するために必要となる関連資機材類に不備がないか検討し、運営に必要となる資機材類を整備する。</p>
<p>前年に引き続き、デジタル技術を活用した入船情報や卸売価格相場表の掲示等、事務の効率化へ向けた機器を整備する。</p>
<p>③高鮮度出荷等の取組による魚価向上</p>
<p>各地域の漁業者は、漁獲物の血抜き、神経締め等の鮮度保持処理の徹底を図るために漁業者間の情報交換や技術指導等の受講を継続的に行う。</p>
<p>また、販売までの時間短縮を可能にする卸売業務の方策を関係者間で継続して検討する。</p>
<p>④魚食普及活動</p>
<p>各地域の中核的担い手である青年部等は、漁家所得向上のために、魚食普及活動の一環として、各地域の直売店や学校給食会、ホテル、飲食店等と連携し、地元消費量の拡大へ積極的に取り組む。</p>
<p>また、連合会は、水産関係団体等で構成される「沖縄県もずく養殖業振興協議会」や「沖縄県農林水産物販売促進協議会」等と連携して、各地域内外での消費量拡大に向けた活動を支援する。</p>
<p>さらに、連合会は仲買人等と連携し地域の児童等へ魚食普及活動を積極的に行い、地元住民や観光客へ地魚PRだけでなく新鮮な水産物を提供するために直売店MAP等を必要に応じ更新し配布する。</p>
<p>⑤加工品等の販路拡大</p>
<p>各地域の漁協と連合会は、ブランド化に取り組む各地域の加工品等の販路を拡大するため、ECサイトの取扱品目の拡充に取り組み、県産水産品を用いて新規に開発した試作品等の評価や見直し等、商品化へ向けて協議する。</p>

	<p>⑥クロマグロの資源管理</p> <p>マグロ延縄・一本釣（集魚灯、パヤオ、曳縄等）・ソディカ旗流し漁業者は、その安定的な操業を確保するため、クロマグロの混獲が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</p> <p>⑦自然災害対策</p> <p>連合会及び各地域の漁協は、安定的な漁業操業を維持するため、台風、地震、軽石漂流・漂着等により災害が発生した際、早期復旧を目指すための取組を行う。</p> <p>【中核的扱い手の育成に関する基本方針】</p> <p>①新規漁業就業者の確保・育成</p> <p>各地域の漁協は、漁業者の確保・育成を図るために、国の新規漁業就業者支援事業等を活用して、新規就業者の確保、漁業技術の習得支援及び受け入れ体制の整備等に取り組む。</p> <p>②中核的漁業者の確保</p> <p>当広域再生委員会は、各地域の漁協の推薦する、自らの漁業生産性の向上等に取り組むことで、所得向上（生産額500万円以上の確保等）を計画的に実行し、かつ次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者（55歳未満）を中核的漁業者として認定する。</p> <p>③中核的漁業者等の育成</p> <p>各地域の漁協は、中核的漁業者等の技術向上のため、漁業種類間の連携強化や技術交流等の開催を促進する。</p> <p>また、中核的漁業者等の育成と経営の向上、安定を図るために、意欲ある漁業者に対して、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する漁業用機器等の整備等を推進するとともに、中核的漁業者に対しては、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を活用し漁船の確保を推進する。</p> <p>さらに、漁業経営安定のため、セーフティーネット事業への加入を促進する。</p>
--	---

活用する支援措置等	【機能再編・地域活性化に関する基本方針】 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）（②） 農林水產物流通条件不利性解消事業（県）（⑤） 広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロの混獲回避活動支援）（国）（⑦）
	【中核的担い手の育成に関する基本方針】 新規漁業就業者総合支援事業（国）（①） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）（③） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）（③） 水産業競争力強化金融支援事業（国）（③）

5年目（令和8年度）

取組内容	【機能再編・地域活性化に関する基本方針】 ①市場の整理・統合 前年に引き続き、運営協議会で幅広く意見交換を行い、運用している運営ルールに不備がないか、定期的に検証を行い、不備があれば見直しを行う。 ②市場関連施設の整備 連合会は産地市場機能対策として燃料施設や冷凍冷蔵施設等を増設整備するほか、関連施設の運営状況を検証し、運営に必要となる施設整備等について関係者等との協議に基づき、必要な諸手続きを行う。 また、前年に引き続き移転後の泊漁港の再整備等による利活用について決定した方針に従い実行する。 さらに、地域資源活用のための海業支援施設の設置などの関連施設の整備へ向けた諸手続きを行う。 前年に引き続き、新市場での卸売業務を推進するために必要となる関連資機材類や事務の効率化へ向けた機器等に不備がないか検討し、運営に必要となる資機材類を整備する。 ③高鮮度出荷等の取組による魚価向上 各地域の漁業者は、漁獲物の血抜き、神経締め等の鮮度保持処理の徹底を図るために漁業者間の情報交換や技術指導等の受講を継続的に行う。 また、販売までの時間短縮を可能にする卸売業務の方策の実施に向けて、関係機関との協議に基づき実証調査を行い、高鮮度での流通を促進する。 ④魚食普及活動 各地域の中核的担い手である青年部等は、漁家所得向上のために、魚食普及活
------	---

	<p>動の一環として、各地域の直売店や学校給食会、ホテル、飲食店等と連携し、地元消費量の拡大へ積極的に取り組む。</p> <p>また、連合会は、水産関係団体等で構成される「沖縄県もずく養殖業振興協議会」や「沖縄県農林水産物販売促進協議会」等と連携して、各地域内外での消費量拡大に向けた活動を支援する。</p> <p>さらに、連合会は仲買人等と連携し地域の児童等へ魚食普及活動を積極的に行い、地元住民や観光客へ地魚PRだけでなく新鮮な水産物を提供するために直売店MAP等を必要に応じ更新し配布する。</p>
	<p>⑤加工品等の販路拡大</p> <p>各地域の漁協と連合会は、ブランド化に取り組む各地域の加工品等の販路を拡大するため、ECサイトの取扱品目の拡充に取り組み、これまでの県産水産品を用いた試作品等の評価に基づき新規商品化し更なる普及に努める。</p>
	<p>⑥クロマグロの資源管理</p> <p>マグロ延縄・一本釣（集魚灯、パヤオ、曳縄等）・ソディカ旗流し漁業者は、その安定的な操業を確保するため、クロマグロの混獲が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</p>
	<p>⑦自然災害対策</p> <p>連合会及び各地域の漁協は、安定的な漁業操業を維持するため、台風、地震、軽石漂流・漂着等により災害が発生した際、早期復旧を目指すための取組を行う。</p>
	<p>【中核的担い手の育成に関する基本方針】</p> <p>①新規漁業就業者の確保・育成</p> <p>各地域の漁協は、漁業者の確保・育成を図るために、国の新規漁業就業者支援事業等を活用して、新規就業者の確保、漁業技術の習得支援及び受け入れ体制の整備等に取り組む。</p>
	<p>②中核的漁業者の確保</p> <p>当広域再生委員会は、各地域の漁協の推薦する、自らの漁業生産性の向上等に取り組むことで、所得向上（生産額500万円以上の確保等）を計画的に実行し、かつ次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者（55歳未満）を中核的漁業者として認定する。</p>
	<p>③中核的漁業者等の育成</p> <p>各地域の漁協は、中核的漁業者等の技術向上のため、漁業種類間の連携強化や技術交流等の開催を促進する。</p>

	<p>また、中核的漁業者等の育成と経営の向上、安定を図るために、意欲ある漁業者に対して、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する漁業用機器等の整備等を推進するとともに、中核的漁業者に対しては、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を活用し漁船の確保を推進する。</p> <p>さらに、漁業経営安定のため、セーフティーネット事業への加入を促進する。</p>
活用する支援措置等	<p>【機能再編・地域活性化に関する基本方針】</p> <p>水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）（②）</p> <p>農林水產物流通条件不利性解消事業（県）（⑤）</p> <p>広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロの混獲回避活動支援）（国）（⑦）</p> <p>【中核的担い手の育成に関する基本方針】</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業（国） （①）</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） （③）</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） （③）</p> <p>水産業競争力強化金融支援事業（国） （③）</p>

（5）関係機関との連携

沖縄県水産海洋技術センター

鮮度保持技術、加工品開発、漁業経営等の指導及び支援

（6）他産業との連携

①沖縄県協同組合間提携推進協議会との連携（女性交流会、視察研修）

②各地域の観光及び外食産業との連携

4 成果目標

（1）成果目標の考え方

令和4年度に連合会市場を糸満漁港に移転し、高度衛生管理型荷捌施設や周辺に加工施設等関連施設を整備することで、水産物の一元集荷によるコスト削減や鮮度保持の促進、輸出支援体制の構築等による販路拡大及び販売量の増加が期待できる。また、各地域では鮮魚の高付加価値化として漁獲物の血抜きや神経締め等の鮮度保持技術の確立に努めており、生産物の価格向上にも取り組んでいる。このため、①新市場へ上場された全水産物の平均単価の向上（現在の連合会市場の価格を基準）を成果目標に設定する。

また、中核的担い手の確保・育成は水産業にとって喫緊の課題であり、国や県は新規漁業就業者に関する支援事業を実施している。沖縄県においても、「沖縄県地域漁業担い手確保・育成支援協議会」を発足させて課題解決に取り組んでおり、今後、漁業の持続、発展のためには、継続して新規就業者及び中核的担い手の確保・育成に取り組んでいくことが必要である。このため、②新規漁業就業者数の維持を成果目標に設定する。

(2) 成果目標

① 平均単価の向上 (市場上場の全水産物)	基準年	平成30～令和2年度3カ年の平均単価（泊市場）： 633円/kg
	目標年	令和8年度の平均単価（移転後の新市場）： 652円/kg（3%向上）
② 新規漁業就業者数の維持	基準年	平成30～令和2年度 5漁協の3カ年平均新規漁業就業者数：41.6名/年
	目標年	令和8年度 5漁協の新規漁業就業者数：42名/年 (過去3カ年平均実績を維持する)

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

①平均単価の向上（新市場へ移転後）

平成30年度から令和2年度まで、連合会は那覇地区漁業協同組合と泊魚市場（令和2年度末で解散）を共同運営していたことから、3カ年分の平均単価は泊魚市場の単価を基準とする。

新市場での令和8年度の単価は、泊魚市場と比較し平均単価3%の向上を目標とする。

年 度	泊魚市場（単価）	備考
平成30年度	707円	5,189百万円÷7,338トン
平成31・令和元年度	661円	5,067百万円÷7,665トン
令和2年度	526円	3,765百万円÷7,157トン
平均	633円	—

令和8年度目標単価 652円

②新規漁業就業者数の維持

今後の漁業・漁村の維持・発展を考えた場合、新規の漁業者を確保していくことは必須であるため、本プラン期間中も、対象地区の5漁協の毎年の新規漁業就業者数について、それぞれ3カ年平均実績を維持する目標とした。

漁業協同組合	平成30～令和2年度 3カ年合計新規漁業就業者数 (実績)	各年度の目標 新規漁業就業者数 (目標)
糸満漁業協同組合	22	7
宮古島漁業協同組合	39	13

伊良部漁業協同組合	10	4	
八重山漁業協同組合	29	10	
久米島漁業協同組合	25	8	
合 計	125	42	
3 力 年 平 均	41.66		

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

水産業競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	意欲ある漁業者の生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入の支援を行う。
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	中核的漁業者の育成のためにリース方式による漁船導入の支援を行う。
水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）	競争力強化のために必要とする施設整備に対する支援を行う。
水産業競争力強化金融支援事業（国）	漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金へ支援を行う。
水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）	漁港の機能を増進し、競争力のある生産・流通体制を構築するために必要となる漁港施設等整備に対する支援を行う。
新規漁業就業者総合支援事業（国）	新規漁業就業者の確保・育成を行う。
農林水產物流条件不利性解消事業（県）	県外へ出荷される水産物について、遠隔地である不利性を解消するために輸送費の補助を行うことで、経営の安定化を支援する。